

日時：令和4年12月14日（水）14：40～

場所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、浅井委員、加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、
松元事務局長、山澄審議官、森川総務課長、吉屋参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官、松本研究官

○森川総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は大島委員が御欠席となっております。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第226回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は2つございます。

議題1「東京都医業健康保険組合及び東京実業健康保険組合（適用、給付及び徴収関係事務）の全項目評価書（公金受取口座情報の入手等に伴う評価の再実施）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 今般、東京都医業健康保険組合から、「東京都医業健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書」が、東京実業健康保険組合から、「東京実業健康保険組合における適用、給付及び徴収関係事務 全項目評価書」が提出されましたので、概要を説明いたします。概要説明に続き、特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について事務局から精査結果を説明させていただき、承認するかどうかの御審議をいただきたく存じます。

今回、両組合共に新たに公金受取口座情報を入手・使用することに伴い、同じリスク対策等を追記等しております。さらに、東京都医業健康保険組合につきましては、個別の変更として、新たにサーバー間接続による副本登録等の実施を行うことに伴い、リスク対策等を追記等しております。

全項目評価書の概要につきましては、東京都医業健康保険組合を例に御説明させていただきます。なお、東京実業健康保険組合は、サーバー間接続による副本登録等の実施に伴う評価を既に実施済みです。

それでは、資料1-1に基づいて全項目評価書の概要を説明します。

特定個人情報ファイルを取り扱う事務については、8ページから10ページの「（別添1）事務の内容」を御覧ください。両健康保険組合が特定個人情報ファイルを取り扱う事務として、加入者への保険給付等に適用する資格関係情報等を取り扱う「適用事務」、保険料等の徴収に係る「徴収事務」、加入者への給付決定に係る「給付事務」の3つが記載されています。

両組合共通で新たに行う公金受取口座情報の入手・使用については全ての事務で、東京都医業健康保険組合が新たに行うサーバー間接続では「適用事務」及び「給付事務」で、

新たな事務が追加されます。両組合共通で新たに追加される公金受取口座情報の入手・使用については、10ページ下段の「#1 <給付金・還付金等の振込事務について>」のとおり、給付金・還付金等の支給に際して被保険者が公金受取口座情報の利用を希望した場合に限り、情報提供ネットワークシステムでデジタル庁より取得した当該被保険者の公金受取口座に振込処理を行うものです。

さらに、8ページを御覧ください。東京都医業健康保険組合については、情報連携の準備のために、従来、基幹システム専用端末からフラッシュメモリを用いて統合専用端末にデータを登録し、統合専用端末から資格関係情報等の副本登録等を行ってまいりました。今般、基幹システム専用端末から事務全体図の中央に記載されている情報連携サーバーを介して副本登録等を行うこととなります。

続きまして、今回追記等した主なリスク対策を御説明させていただきます。

最初に、両組合共通の変更である公金受取口座情報の入手・使用に伴い追記等されたリスク対策について御説明させていただきます。

まず、特定個人情報の使用に係るリスク対策についてです。23ページ中段の「ユーザ認証の管理」を御覧ください。アクセス権限を付与するシステム利用者は最小限に限定すること等が記載されています。

続いて、24ページ中段の「アクセス権限の管理」を御覧ください。事務の目的を超えて公金受取口座情報等が利用できないように、公金受取口座情報等に不必要な情報が紐付かないように制御すること等が記載されています。

続いて、下段の「特定個人情報の使用の記録」を御覧ください。操作ログは一定期間保管し、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に操作ログを確認し、不正な運用等が行われていないかを点検すること等が記載されています。

続いて、25ページ下段の「リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」を御覧ください。フラッシュメモリ等に複製を行う場合は、不必要な複製を制限するため、事前に管理者の承認を得て利用記録等を媒体管理簿に記載し、処理に使用後フラッシュメモリからは速やかにデータを完全消去し、返却されたフラッシュメモリ等を管理者が確認して保管庫に施錠保管すること等が記載されております。

次に、情報提供ネットワークシステムとの接続に係るリスク対策についてです。31ページ上段の「リスク1：目的外の入手が行われるリスク」を御覧ください。委託先である社会保険診療報酬支払基金の職員が情報照会依頼等を行う際、ログイン時の職員認証、操作ログを中間サーバー等で記録すること、給付金の申請書の受取口座情報の記載欄に公金受取口座情報の利用希望の有無を確認するチェック欄を設け、利用希望が確認された場合に限り照会すること、チェック欄にて利用希望が確認された場合に限り公金受取口座情報を照会する仕組みについては、書類の記載内容をシステムに登録する際に職員がチェックを行うとともに、事務所管課の上長の決裁時にも目的外の入手が行われないことをチェックすること、加入者が誤った認識で申請し、本意ではない情報連携を行うことを防ぐため、

公金受取口座制度の趣旨や事務での利用方法をホームページや申請書様式へ記載すること等によって周知すること等が記載されています。

最後に、特定個人情報の保管・消去に係るリスク対策です。34ページ中段の「⑥技術的対策」を御覧ください。基幹システムで保管する「個人番号管理ファイル」は暗号化処理を行うこと等が記載されています。

続いて、35ページ下段の「リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク」を御覧ください。給付金申請の際に公金受取口座の利用希望があった場合は、その都度情報照会をして更新するため、常に最新の情報連携で取得した情報のみ保管すること等が記載されています。

続きまして、東京都医業健康保険組合が新たに行うサーバー間接続による副本登録等の実施に伴い追記等されたリスク対策について御説明させていただきます。

33ページ、「情報提供ネットワークシステムの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置」の中段、「＜サーバー間接続に係る情報連携サーバーと基幹システムとの情報授受に係るリスク対策＞」を御覧ください。情報連携サーバーは中間サーバー等及び基幹システム以外とは接続せず、他のネットワークやシステムと分離すること、情報連携サーバーを使用した操作ログを記録し、システム管理責任者が定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際にチェックすること、情報連携サーバーには一時的に情報を格納するだけで、情報の授受が終了した時点でシステムで自動的に消去すること、情報連携サーバーの運用・保守事業者は個人番号を内容に含む電子データを取り扱わない契約とし、情報連携サーバーの運用・保守事業者が個人番号等にアクセスできないようにアクセス制御を行うこと、組合と情報連携サーバー間及び情報連携サーバーと中間サーバー等間の通信は、IP-VPNによる閉域サービスを使用することでデータ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしていること等が記載されています。

評価書の概要説明については以上です。

続きまして、評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局による精査結果を説明させていただきます。

まず、資料1-2に基づいて東京都医業健康保険組合の精査結果を御説明させていただきます。

まず、1から3ページの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているか、といった観点から審査しています。事務局において確認を行った結果、1ページの「審査の観点」の(6)では、「再実施の理由となる新たに実施する事務については、給付金・還付金等の支給に当たり、口座情報登録システムから情報提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報を入手し、使用するもの及び中間サーバー等へ資格関係情報等の登録等に当たり、基幹システムから情報連携サーバーを介して中間サーバー等へ通信するものであるが、当該事務についても求められる事項が具体的に記載されている」ため、「問題は認められない」としており、その

他につきましても、求められる事項が具体的に記載されており、問題となる点は認められませんでした。

次に、4から10ページの「特定個人情報ファイル」では、入手・使用、保管・消去等、各取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているか、といった観点から審査しています。事務局において確認を行った結果、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、11ページを御覧ください。「主な考慮事項（細目）」の74番では、「給付金・還付金等の支給にあたり、口座情報登録システムから情報提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報を入手し、使用する」際のリスク対策について具体的に記載しているか、といった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

「主な考慮事項（細目）」の75番では、「中間サーバー等へ資格関係情報等の登録等にあたり、基幹システムから情報連携サーバーを介して中間サーバー等へ通信されるが、通信内容の外部への漏えい等による漏えいを防止する」リスク対策について具体的に記載しているか、といった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

続きまして、12ページ上段の「総評」を御覧ください。総評として3点を記載し、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。審査記載事項の案としまして、4点を記載しております。

(1)として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(3)として、組織的及び人的安全管理措置について、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること、(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策について、特にサーバー間接続に係るリスク対策について確実に実行するとともに、不断の見直し・検討を行うことが重要であることを記載しております。

続きまして、資料1-4に基づいて東京実業健康保険組合の精査結果を説明させていただきます。

まず、1から3ページの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているか、といった観点から審査しています。事務局において確認を行った結果、1ページの「審査の観点」の(6)では、「再実施の理由となる新たに実施する事務については、給付金・還付金等の支給に当たり、口座情報登録システムから情報提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報を入手し、使用するものであるが、当該事務についても求められる事項が具体的に記載されている」ため、「問題は認められない」としており、その他につきましても求められる事項が具体的に記載されており、問題となる点は認められませんでした。

次に、4から10ページの「特定個人情報ファイル」では、入手・使用、保管・消去等、各取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているか、といった観点から審査しています。事務局において確認を行った結果、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査につきましては、11ページを御覧ください。「主な考慮事項（細目）」の74番では、「給付金・還付金等の支給に当たり、口座情報登録システムから情報提供ネットワークシステムを介して公金受取口座情報入手し、使用する」際のリスク対策について具体的に記載しているか、といった観点で審査し、「問題は認められない」としております。

続きまして、12ページ上段の「総評」を御覧ください。総評として3点を記載し、いずれも特段の問題は認められないものとしております。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。審査記載事項の案としまして、4点を記載しております。

(1)として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(3)として、組織的及び人的安全管理措置について、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること、(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策全般について確実に実行するとともに、不断の見直し・検討を行うことが重要であることを記載しております。

精査結果の概要は以上です。

なお、本日の委員会で御承認をいただければ、東京都医業健康保険組合及び東京実業健康保険組合に対して委員会による承認及び審査記載事項を評価書に記載する旨を通知いたします。

また、本議題の資料、議事概要及び議事録につきましては、準備が整い次第、全て委員会ホームページで公表したいと考えております。

事務局からの説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり評価書を承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように決定いたします。事務局においては所要の手続きを進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。事務局からの説明のとおり、本議題の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「個人情報の保護に関する法律に係るEU及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール改正（案）に関する意見募集について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 資料2-1を御覧ください。

まず、こちらは意見募集に係る経緯でございます。平成31年1月23日、我が国においては個人情報保護法第28条に基づくEU指定を行い、また、欧州委員会においてもGDPR第45条に基づく我が国の充分性認定を同日付にて決定し、日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みが発効いたしました。

また、令和2年の英国によるEU離脱に伴いまして、個人情報保護法第28条に基づく指定の継続及び日本に対する充分性認定に対する効果の維持のための日本側、英国側双方の 절차를完了し、これにより、日EU間と同様に日英間の円滑な個人データ移転が英国のEU離脱後も確保されております。

そして、令和3年より日EU双方がレビュープロセスを開始し、同年10月26日には、当委員会の大島委員と欧州委員会のレンデルス委員により、日EU間の相互認証に係る共同レビューを実施し、共同プレス・ステートメントを発出しております。その後、日EU間及び日英間の実務レベルによる累次の協議を重ねてまいりまして、残存する論点は仮名加工情報に係るもののみとなっております。

次に、補完的ルールですが、日EU及び日英双方の制度について、いくつかの関連する相違点が存在するという事実を照らして、当該域内から充分性認定により移転を受けた個人情報について高い水準の保護を確保するために、個人情報取扱事業者による当該域内から充分性認定により移転を受けた個人情報の適切な取扱い及び適切かつ有効な義務の履行を確保する観点から、平成31年の相互の枠組みの発効に併せて作成されたものです。

先ほど述べたとおり、日EU間及び日英間のレビューにおいて実務レベルでの協議を重ねてきたところですが、令和2年改正法により導入された仮名加工情報の制度について、日EU及び日英間の制度の相違点が存在することが分かり、この相違部分を解消するため、仮名加工情報に係る補完的ルールを策定することについて、日EU間及び日英間の実務者で合意したところであり、これについてあらかじめ意見募集を行うものです。

次に、仮名加工情報に係る補完的ルールの概要ですが、以下の内容を既存の補完的ルールに追加するものであります。EUまたは英国域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報を加工して得られた仮名加工情報は、法第41条に基づき取り扱われることとする。加えて、当該仮名加工情報は、統計目的のためにのみ取り扱われることとする。この場合、統計目的とは、統計調査のため又はその他の統計結果を作成するためのあらゆる処理を意味し、それにより作成された統計結果は集計データであり、特定の個人に関する措置または決定を裏付けるために利用してはならない。

詳細は資料 2-2 を御確認ください。

最後に、公布・施行期日についてですが、共同レビューの終結時期に合わせ、令和 4 年度中を予定しています。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○丹野委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本件につきまして、昨年 10 月の大島委員と欧州委員会レンデルス委員による日 EU 相互認証に係る共同レビュー会合以降、実務レベルで協議したものと承知をしております。相互認証の枠組みは、日 EU 及び日英の連携の基礎となるものであり、また、DFFT 促進の観点からも大変に重要なものと承知しております。

今後はレビュー完了に向け、補完的ルールの改正のための意見募集等必要な作業を迅速に進めるようお願いいたします。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上でございます。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。